

築地市場・都市計画変更手続きの中止を求める申立書

2019年5月 日

築地市場営業権組合
代表 村木智義

東京都 小池百合子都知事殿

同 都市整備局長 佐藤伸朗 殿

同 中央卸売市場 村松明典 殿

本年4月付「東京都中央卸売市場」名で「都市計画変更案概要」が中央区都市整備局から中央区議に示された。この築地市場の都市計画変更に関する文書が中央卸売市場名であるにも関わらず、中央卸売市場(局)は当初その存在を認めず、文書内容を説明したところ渋々、市場局が作成した事を認めた。一方都市整備局都市計画課は築地市場の都市計画変更に関しては「知らない」としている。これらの問い合わせは5月初旬のものである。

この「都市計画変更概要」によればスケジュールが本年6月には都市計画法17条に基づく公告・縦覧、7月中央区都市計画審議会、9月東京都都市計画審議会を経て、10月には「都市計画決定・告示」とある。中央区都市整備局が4月資料を配布しているにも関わらず、現時点に於いて都市整備局が「知らない」とするのも虚偽であろうし、何より市場関係者に示す事もなく秘密裡に変更手続きの準備を開始している事自体が信じ難い。

何故なら変更理由に「卸売市場法で定める築地市場を廃止し、豊洲市場を開設したことから、都市計画の変更を行う」とある。しかし「卸売市場法で定める築地市場」は卸売市場法14条の「廃止」手続きを取ってはおらず、変更理由に「廃止」と記すのは適当でないばかりか、手続きの段階で関係者に誤解を招く恐れがある。「廃止」にあたっては当然なされるべき「(卸売市場法14条)2 農林水産大臣は、中央卸売市場の廃止によって一般消費者及び関係事業者の利益が害されるおそれがないと認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。」のである。

仮に現時点が「廃止」であるのであれば、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(1962.6.29 閣議決定)に基づく「損失補償(適法行為に伴う補償、という意味)」が実施されていなければならない。これは憲法 29 条 3 項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」に照らしても当然の事である。損失補償については再三にわたり、築地市場営業権組合が要求しているところであるが、市場(局)の説明によれば「位置及び面積の変更」であるに過ぎず「廃止」ではない旨の説明を繰り返し、東京都は損失補償を拒否し続けてきた。卸売市場法で「廃止」ではないなら、何故都市計画法で「廃止」と言うのか。「江戸の仇を長崎で討つ」的な筋違いも甚だしい。

以上の様に都市計画の変更理由の「廃止」は不明朗で矛盾に満ち、且つ憲法違反まで犯している。都市計画運用指針「都市施設に関する都市計画の見直しの考え方」によれば、「変更は慎重に行なわれるべきものである。」さらに「都市施設の配置の変更や規模縮小、廃止は」「その必要性の変更理由を明らかにした上で行われるべきものである。」としている。「変更理由」に関しては十分な説明が必要な事は言うまでもないが、何よりも「中央卸売市場の廃止によって一般消費者及び関係事業者の利益が害されるおそれがあるのに、説明が無のまま都市計画法上の変更手続きの準備を開始している事である。

以上の点に強く抗議をし、ただちに都市計画変更手続き(準備)を中止する様、ここに申し立てを行う。

以上